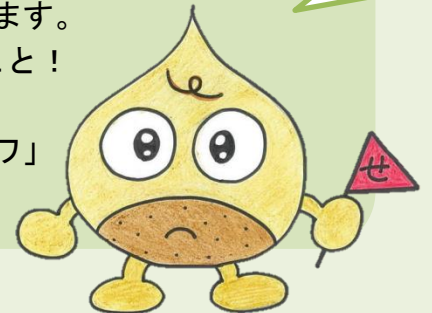


世田谷クリーン通信

2019年2月7日
～第2号～

はじめまして♪
せたマロです

『世田谷クリーン通信』第2号をお送りします。
事務局内では、『世田谷クリーン通信』＝『せたくり』と呼んでいます。
みなさんにも愛称で呼んでいただけたらいいなと思い、いっそのこと！
と、イメージキャラクターを考えてみました。
語感から栗をイメージし、可愛くないようで、可愛い、「チョイカワ」
を目指しました！ 名前は『せたマロ（マロン）』です。



特集「排出者は誰だ？」

廃棄物処理法は、排出者自身による処理を原則にしていますので、排出者の責任はほかの誰より、許可業者よりも、重いといえます。この責任重大な『排出者』が誰なのかは、とても重要なポイントです。

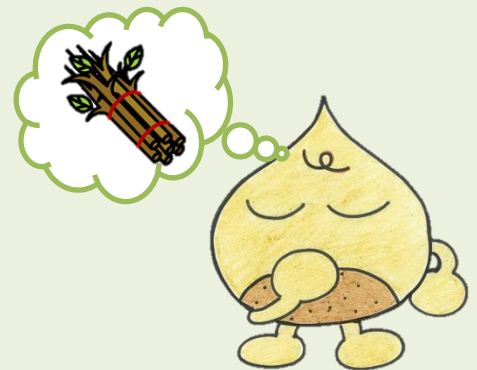
「排出者とは、一括、一塊の仕事を支配・管理できる存在」といわれています。抽象的ですが、実際に判断が難しいときに「じゃあ、誰がまとめて責任取れるの？」って考えてみる必要があります。

さて、ここで、クイズに挑戦してみてください。正解は2ページ目に掲載しています。

1. 剪定枝

Q：A社が敷地内の樹木を造園業者Bに剪定してもらいました。
剪定された枝葉の排出者は誰でしょう。

- A：①剪定を委託したA社である。
②剪定を行った造園業者Bである。
③AとB両方である。



2. 清掃ごみ

Q：A社から清掃業務を受託しているB社が、A社の庭を掃除して集めた落ち葉の排出者は誰でしょう。

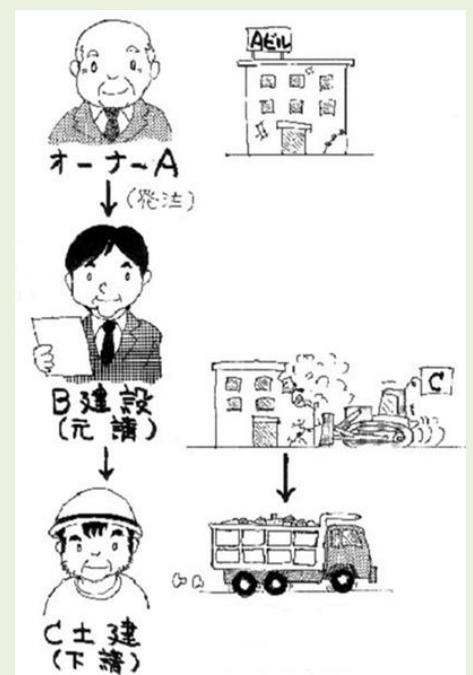
- A：①会社を所有しているA社である。
②落ち葉を掃き集めた清掃会社B社である。
③AとB両方である。



3. 建築廃棄物

Q：A社が新社屋を建設するにあたって、建設会社Bに建設を発注し、B社は解体作業を土建会社Cに請け負わせました。この解体工事から出る廃棄物の排出者は誰でしょう。

- A：①発注者であるA社である。
②建設業務の委託を受けた元請業者のB社である。
③実際に解体作業を行ったC社である。



1. 正解は②の造園業者Bです。

剪定枝は剪定を行う前から廃棄物だったわけではなく、**剪定作業を行った時点で廃棄物になった**ので、排出させた人は造園業者ということになります。この場合、**剪定枝は造園業者にとって自分の廃棄物**になりますので、許可なく自ら収集運搬することができます。

なお、剪定枝は「木くず」に分類されますが、「木くず」が産業廃棄物になるには、建設業や木製品加工業者など業種の指定があります。**造園業は指定業種にあたりませんので、一般廃棄物**になります。

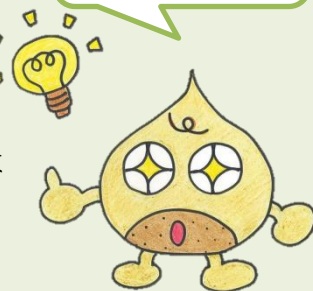
2. 正解は①のA社です。

落ち葉は樹木に付いているうちは廃棄物ではなく、落下して廃棄物になったものですが、自然落下であれば、**業を伴っていないので一般廃棄物**です。

清掃会社であるB社は**元々廃棄物であったものを単に集めただけ**なので、排出者責任は所有・管理しているA社にあるといえます。

B社は排出者ではないので、掃き集めた落ち葉を自ら収集運搬することはできません。つまり、B社が落ち葉を運ぶには許可が必要です。

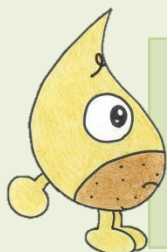
フムフム・・・
なるほど！



3. 正解は②のB社です。

建設工事に伴い廃棄物が生じる場合は、注文者から直接工事を請け負う者＝「**元請業者**」が**排出者**となるのが、法（21条の3）で決められていますので、数次の下請けを繰り返した場合でも、排出者責任は「元請業者」にあります。そのため、元請業者B社は自らの廃棄物として許可なく収集運搬できますが、下請業者C社が収集運搬するには許可が必要です。

なお、**建設工事に伴い生じる廃棄物は産業廃棄物**です。



Wanted! Ideas!

聞きたいこと、知りたいことを募集します！一人が聞きたいことはみんなの聞きたいこと。日ごろ、廃棄物に関係することで、疑問に思っていることや希望、提案などもお寄せください。今後は、最近取り扱いの変わった「水銀」や廃棄物の国際事情などを取り上げたいと思っています。

区の事業 News

廃棄物管理責任者講習会（1,000㎡～3,000㎡の建築物が対象）が始まりました。

区では、昨年4月から事業用の床面積1,000㎡以上の建築物の所有者等に対し、廃棄物管理にご協力いただくため、再利用計画書の提出や社員への啓発などをお願いしています。

講習会では、廃棄物に関する基礎知識やSDGsなどの世界的な動きにも触れています。玉川→世田谷→砧と地域ごとに開催します。対象は230名ほどです。この通信もPRしています！



～編集後記～

排出者が誰か、事例によっては複雑ですが、奥が深いと思いませんか？

第1号で予告したユニー(株)の社員教育のためのDVDについて、今号でご紹介する予定でしたが、延期させていただきます。誠に申し訳ありませんが、いましばらくお時間をください。